

第3次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(令和2年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度																											
位置付け	本計画は男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置付けている。第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は基本施策「共生社会の推進」と深く関わっている。																											
目的・概要	地域社会の様々な分野において、男女が共に助け合い認め合いながら、対等なパートナーとして自らの意思で活動に参画し、共に責任を担うことのできる社会の実現が求められている。本計画は男女共同参画社会の実現に向け市と市民等が協働して男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むものである。																											
計画の骨格	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">キャッチフレーズ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">共につくろう 男女が生き生き輝くまち かめやま</div> </div>																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">基本目標</th> <th style="width: 40%;">基本施策</th> <th style="width: 45%;">施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">社会の 男女共同 参画の実現</td> <td>1 男女の人権尊重</td> <td>(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実</td> </tr> <tr> <td>2 教育や啓発による意識改革、理解の促進</td> <td>(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進</td> </tr> <tr> <td>3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し</td> <td>(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">あらゆる 分野にお ける</td> <td>4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</td> <td>(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大</td> </tr> <tr> <td>5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進</td> <td>(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み</td> </tr> <tr> <td>6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進</td> <td>(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備</td> </tr> <tr> <td>7 雇用等における男女共同参画の推進</td> <td>(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">安全・安 心な暮ら しの</td> <td>8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶</td> <td>(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進</td> </tr> <tr> <td>9 生涯にわたる健康づくり支援</td> <td>(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画</td> </tr> <tr> <td>10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</td> <td>(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</td> </tr> <tr> <td>11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</td> <td>(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基本施策	施策の方向性	社会の 男女共同 参画の実現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実	2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	あらゆる 分野にお ける	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み	6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備	7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備	安全・安 心な暮ら しの	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画	10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
基本目標	基本施策	施策の方向性																										
社会の 男女共同 参画の実現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実																										
	2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進																										
	3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備																										
あらゆる 分野にお ける	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大																										
	5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み																										
	6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備																										
	7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備																										
安全・安 心な暮ら しの	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進																										
	9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画																										
	10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備																										
	11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築																										

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	(別紙のとおり)				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>市民活動団体との連携により、男女共同参画情報誌を発行し、市内全域へ配布した。また、男女共同参画週間(6/23～6/30)をはじめ、男女共同参画啓発記事を市広報及び市ホームページへ掲載し、啓発を行った。期間中には、あいあいのロビーにて啓発パネル展示を行い、市役所本庁、関支所、加太出張所、あいあいへ啓発のぼり旗を設置するなどの啓発を行った。その他、日本女性会議に市民10人がリモートで参加した。</p> <p>「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間(11/7～11/23)」に市内の社会教育施設等の無料開放や初めての取組として、亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞表彰式・講演会を行った。</p>
成果	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止により啓発の機会は限られたものの、市民活動団体との連携により発行した男女共同参画情報誌や市広報などでの啓発により男女共同参画意識の醸成を図ることができた。「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設け、働きやすい職場環境づくりに取り組む市内事業者6社を表彰し市広報等で広く周知することで、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を支援できた。また社会教育施設等の無料開放などを実施することで、働くすべての人が「仕事」と「仕事以外の生活」を充実できるように家庭や職場の現状を見つめ直す機会を提供できた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>市民の人権尊重の意識を育むため、市民活動団体や地域、学校と連携し、イベント等あらゆる機会を通じて人権啓発に取り組んだ。</p> <p>男女共同参画の意識高揚を図るため、様々な啓発活動や情報提供などにより、すべての人が、それぞれの能力を発揮できる環境づくりの推進に努めた。働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者を表彰し、広く周知することでワーク・ライフ・バランスを推進した。</p>
反省点・課題	<p>人権尊重の意識や男女共同参画意識の高揚を図るため、継続して、あらゆる機会を通じて啓発活動を図っていく必要がある。</p> <p>また、働き方に対する意識については、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、事業所の取組を支援する必要がある。</p>
今後の方向性	<p>人権尊重の意識醸成や性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、引き続き、研修会や講座等あらゆる機会と広報等様々な手段を活用し啓発していく。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所の優良な取組を表彰し、市民や企業へ広く周知していく。</p>

成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (R2)
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	49.7	100	55.6
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	53.0	60	61.0
3	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	36.2	増加	39.6
4	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	36.1	40	32.0
5	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	26.9	35	33.9
6	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社		6	3
7	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:71.5 パタハラ: 23.9	マタハラ:80 パタハラ:30	マタハラ:67.8 パタハラ: 31.8
8	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	2.6	増加	5.3
9	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	11.1	増加	27.7
10	本市における女性管理職の割合 (うち一般行政職における女性管理職の割合)	%	23.2 (12.5)	増加	30.5 (16.9)
11	市男性職員の育児休業取得率	%	7.3(H22年度からの6年間)	20	11.1
12	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	8.6	10	12.8
13	放課後児童健全育成事業の設置施設数	箇所	16	18	18
14	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.5	増加	13.0
15	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	増加	1
16	DV防止法認知度	%	50.8	60	51.4
17	健康診断受診率	%	男性:85.9 女性:73.8	男性:86.5 女性:76.0	男性:76.5 女性:72.8
18	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:12.3 乳がん:21.8	増加	子宮がん:13.0 乳がん:21.3
19	運動習慣のある者の割合	%	男性:47.2 女性:39.2	増加	
20	子育て短期支援事業の設置個所数	箇所	未設置	1	市内受付 窓口設置
21	女性消防団員数	人	17	増加	18

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策(1) 男女の人権尊重

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスタin亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。	文化共生G		引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。令和2年度は川崎小学校体育館で開催予定。	コロナ禍により、規模の縮小・会場の分散・事前申し込みによる参加者の把握等の対応をして、オンラインも併用して開催した。板垣淑子さんの講演会(テーマ:「生きづらさを抱える子どもたち」)と参加者交流会を実施した。	より多くの市民にイベント参加してもらい、人権に関心を持ってもらえるよう、市民への周知方法、イベントの内容や開催場所など検討をする必要がある。	引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。	文化共生G		広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を設ける。	小・中学校の児童・生徒に人権意識を高めてもらうため、人権に関する絵画・ポスターに取り組んでもらった。	市民の人権尊重の意識を育むため、人権啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を設ける。
	市広報紙や市公式ホームページ、市公式フェイスブック、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用して人権啓発に取り組みます。	広報秘書G	文化共生G	市広報では、身近でタイムリーな話題に関連した人権啓発の記事掲載を、フェイスブックでは、イベント案内以外の人権啓発の記事投稿ができるよう、関連部署と検討する。行政情報番組では、市民活動団体などの参画を得て、市民へ伝わりやすい番組づくりを行う。	市広報では、人権に関するコラム(2回)、人権週間の啓発、コロナ禍での人権配慮に関する記事など、身近でタイムリーな情報発信を行った。ホームページでは、既存ページの更新やコロナ禍での人権配慮に関するページの作成等を行った。行政情報番組では、人権週間の啓発、ヒューマンフェスタの開催告知と併せて、コロナ禍での人権配慮に関する番組を制作・放送した。	日常的に、身近に人権について正しく理解してもらえるよう、各種広報媒体を活用した情報発信が必要である。また、より多くの人に共感してもらえるよう、発信内容についても工夫する必要がある。	市広報、ホームページ、行政情報番組など、各種広報媒体を活用し、身近でタイムリーな話題に関連した情報発信を行う。
	学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	教育研究G	教育支援G	亀山市人権教育推進協議会、各中学校のネットワーク、亀山市人権教育担当者会を軸として地域と学校が連携した人権教育の推進を進める。	亀山市人権教育推進協議会を立ち上げるとともに、各中学校の人権ネットワークの活動の充実を図ることができた。	地域と学校が連携した人権教育の推進を継続する必要がある。	亀山市人権教育推進協議会、各中学校のネットワーク、亀山市人権教育担当者会を軸として地域と学校が連携した人権教育の推進を進める。
	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、かめやまお茶の間10選(実践)発表会(仮称)の開催や、かめやまお茶の間10選(実践)チェックシート(仮称)の配布を進める。	様々な機会を通して、かめやまお茶の間10選(実践)の啓発物品の配布を行った。また、強化週間を設け、市内の保護者に取り組みを促すとともに、効果測定としてアンケートを実施した。	第一かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、事業の推進を進める必要がある。	引き続き、お茶の間10選(実践)の周知及び強化週間を実施するとともに、第二次推進活動計画の策定に取り組む。
	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。	商工業・地域交通G		各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら、職場における人権教育が進むよう啓発を行う。	コロナ禍でイベントの中止が相次いだため、イベントでの周知に代え、労働者団体等への各種案内送付にチラシを同封するなど、文化共生Gと連携し、広く啓発を行った。	継続して各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら、職場における人権教育が進むよう啓発を行う。
困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	文化共生G		人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。	市広報誌で常設・特設相談日程について市民に周知を図った。また、新たに人権擁護委員を選任し、相談体制を整えた。	人権尊重の視点に立った相談や支援を行うため、関係機関と連携を図っていく。	人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。	
人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行います。	子ども支援G		人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行っている。	相談機関や相談窓口等の情報を、市広報紙、市ホームページなどを活用して広く周知した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行っている。	
人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行います。	文化共生G		人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行っている。	市の人権啓発チラシ及び男女共同参画情報誌では、人権擁護委員の相談窓口をはじめ、子ども・外国人・女性などの相談窓口について周知した。また、市広報誌、市ホームページ、ZTVなど様々な媒体で広く周知した。	市民が相談内容に適した各種相談窓口を利用できるように、広く周知していく必要がある。	様々な媒体を通じて人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していく。	

人権相談・支援体制の充実	相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。	文化共生G	人権センターが開催するスキルアップ講座（無料）に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む。	三重県人権大学講座に市職員1名が参加した。担当グループの職員をはじめ市職員2名がスキルアップ講座を受講した。また「『人権問題に関する三重県民意識調査』に基づく人権学習会」や、第35回人啓発研究集会・部落解放研究第26回三重県集会上、人権施策関係課職員がオンラインで参加した。	市職員の研修の機会を確保していく必要がある。	人権センターが開催するスキルアップ講座（無料）に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む他、市職員研修の機会を設ける。
	相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながら連携して支援できるよう体制の充実に努めます。	文化共生G	津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。	津人権擁護委員協議会亀山地区委員会の出席や津地方法務局との連携等、市民への相談体制の充実に努めた。	各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援できるよう体制を強化していく必要がある。	津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。
	民生委員・児童委員や保護司、また、地域で見守り活動を行っている団体等と連携し、悩み事や地域での人権問題を早期に発見し解決を図ります。	福祉総務G	民生委員児童委員協議会連合会保護司会	地域における福祉課題を抱えた人を取り巻く環境は多様化・複合化しつつある中で、案件に応じて多くの部署が連携できる体制づくりに取り組んでいく。	民生委員・児童委員などによる日頃の声かけや安否確認とともに、多様化・複合化した課題を抱えた世帯の支援に繋げるため、多機関・多職種の間連携を取るための連絡票(つながるシート)を活用し、性別・世代に関わらず支援できる体制を構築運用しました。	市内では、地域で孤立する人やひきこもりなどの課題を抱える人は一定数存在すると思われるが、その発見が難しい状況である。

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策(2) 教育や啓発による意識改革、理解の促進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
男女共同参画の視点に立った家庭教育支援	家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、かめやまお茶の間10選(実践)発表会(仮称)の開催や、かめやまお茶の間10選(実践)チェックシート(仮称)の配布を進める。	様々な機会を通して、かめやまお茶の間10選(実践)の啓発物品の配布を行った。また、強化週間を設け、市内の保護者に取り組みを促すとともに、効果測定としてアンケートを実施した。	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、事業の推進を進める必要がある。	引き続き、お茶の間10選(実践)の周知及び強化週間を実施するとともに、第二次推進活動計画の策定に取り組む。
	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもの性別による固定的な進学、進路、最終学歴、将来就く職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。	社会教育G		第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、かめやまお茶の間10選(実践)発表会(仮称)の開催や、かめやまお茶の間10選(実践)チェックシート(仮称)の配布を進める。	様々な機会を通して、かめやまお茶の間10選(実践)の啓発物品の配布を行った。また、強化週間を設け、市内の保護者に取り組みを促すとともに、効果測定としてアンケートを実施した。	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、事業の推進を進める必要がある。	引き続き、お茶の間10選(実践)の周知及び強化週間を実施するとともに、第二次推進活動計画の策定に取り組む。
学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	教育研究G		引き続き、総合的な学習の時間を活用した職場体験学習を実施するとともに、道徳や人権学習においてもそれぞれの存在を尊重し、互いを認め合う意識を育成する。	道徳や人権学習において、これまでの「男性の職業」「女性の職業」といった固定観念にとらわれない考え方を身につける取組を行った。	子どもの発達段階に応じた系統的な指導計画が必要である。	引き続き、総合的な学習の時間を活用した出会い学習や、道徳や人権学習においてもそれぞれの存在を尊重し、互いを認め合う意識を育成する。
	次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。	教育研究G		引き続き、人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。	保健体育科・社会科・総合的な学習の時間の学習のなかで性に関する正しい知識の学習を子どものも発達段階に応じて行った。	教科書での学習と併せて、出会いを通じた学習の機会を設ける。	引き続き、人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。
	中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。また、家庭生活を男女が協力して営めるよう正しい知識の普及と情報提供を行います。	教育研究G		引き続き、人権教育・家庭科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。	家庭科の学習や人権学習を通して、男女が協力しながらそれぞれの希望に沿った働き方や家庭生活が送れるよう、ワークライフバランスの学習を行った。	教科書での学習と併せて、出会いを通じた学習の機会を設ける。	引き続き、人権教育・家庭科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。
	社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	教育研究G		引き続き、人権教育・社会科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。	小学校6年生の社会科および中学校3年生の公民的分野の学習の中で、働く意味や労働者を支える仕組み、現代の問題などについて考えることができた。	教科書での学習と併せて、出会いを通じた学習の機会を設ける。	引き続き、人権教育・社会科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。
地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	三重県内男女共同参画連携映画祭の開催、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	文化共生G		ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、重点的に啓発等を行うことで、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を旨とする意識啓発につなげる。	コロナ禍により、三重県内男女共同参画連携映画祭は中止となったが、男女共同参画情報誌や市広報での発信、ワーク・ライフ・バランス推進週間の社会教育施設無料開放等を通して、男女共同参画の意識啓発に努めた。	働き方に対する意識や、仕事と仕事以外の生活との両立など、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、重点的に啓発等を行うことで、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を旨とする意識啓発につなげる。
	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	文化共生G		男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。	ワーク・ライフ・バランス推進週間に、市内企業6社に対してワーク・ライフ・バランス推進賞表彰を行うとともに、高原祥子さんに「すべての人が働きやすい職場づくりの未来について」をテーマに講演会を実施した。	働き方に対する意識や、仕事と仕事以外の生活との両立など、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進賞表彰・講演会等を通して、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。
	6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のキャッチフレーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。	文化共生G		引き続き、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行っていく。	6月の男女共同参画週間に合わせて、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等を行った。	啓発の効果上がるよう、男女共同参画週間の機会を捉えて、集中的に啓発を行っていく必要がある。	引き続き、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行っていく。

<p>日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>人事給与G 教育研究G</p>	<p>令和2年度の日本女性会議、及び県内で開催される研修等に積極的に参加する。</p>	<p>「日本女性会議2020あいち刈谷」に、市民団体9名と担当課職員でオンラインで参加した。</p>	<p>男女共同参画の理解を深めるため、職員が参加できるよう、人事給与Gとも連携を図っていく必要がある。</p>	<p>令和3年度の日本女性会議、及び県内で開催される研修等に積極的に参加する。</p>
<p>男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。</p>	<p>文化共生G</p>		<p>引き続き、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行う。</p>	<p>市民団体と協働し、男女共同参画情報誌を発行するとともに、市広報等により市民啓発を行った。三重県内男女共同参画連携映画祭はコロナ禍により中止となった。</p>	<p>男女共同参画を推進する市民活動団体と連携し、様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。</p>	<p>引き続き、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行う。</p>
<p>自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。</p>	<p>文化共生G</p>		<p>地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。</p>	<p>コロナ禍により、地域のイベント等でのチラシの配布は行えなかったが、ヒューマンフェスタでの男女共同参画啓発グッズの配布や窓口への男女共同参画情報誌の設置等、男女共同参画推進のための啓発を行った。</p>	<p>生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して啓発に取り組んでいく。</p>	<p>地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。</p>

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策(3) 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1)令和2年度の実績	(2)今後の課題	(3)令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消を推進します。	文化共生G		男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施するとともに、市の広報誌のコラム等で啓発を行う。	男女共同参画情報誌や市広報のコラム等を通して、ワーク・ライフ・バランスや固定的性別役割分担等について啓発を行った。	講演会や研修会等、より関心を持って参加してもらえるよう、内容の検討や広報の仕方などを検討する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進賞表彰・講演会で、男女に関わらず働きやすい環境づくりについて考える機会を設けるとともに、市の広報誌のコラム等で啓発を行う。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体への若い世代の男性や、リーダーとしての女性の参画を促進するよう広く啓発するとともに、各組織や団体に働きかけます。	社会教育G		今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、27.7%(5人/18人)であった。	今後、更に積極的に女性の参画について呼びかける必要がある。	今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。
	地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、各組織・団体に対する啓発に努めます。	地域まちづくりG		引き続き、亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。地域担い手研修を開催するに当たり、若者や女性の参加を呼び掛ける。	新型コロナウイルス感染症対策のため、自治会連合会の研修は行われなかった。地域担い手研修では全参加者数100名のうち、23名の女性が参加した。	亀山市自治会連合会の各種活動の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立った取り組みを行うよう促していく。地域担い手研修では若者や女性の参加者を促していく。	引き続き、亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。地域担い手研修を開催するに当たり、若者や女性の参加を呼び掛ける。
	地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、各組織・団体に対する啓発に努めます。	地域まちづくりG		亀山市自治会連合会発行の「さわやかだより」等に男女共同参画啓発の記事を掲載する。	さわやかだより第40号の特集内で、女性の参加について促す内容を掲載をした。	引き続き、男女共同参画の視点に立った取り組みを行うよう、機会をとらえて促していく。	亀山市自治会連合会発行の「さわやかだより」等に男女共同参画啓発の記事を掲載する。
	あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かった役割などを女性が担ったりすることを意識的に第三者に見せることで、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進します。	文化共生G		慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行う。	市内事業所に対して男女共同参画に関するアンケートを行い、女性管理職の積極的な登用等について啓発につなげた。また、市広報のコラム等による啓発を実施した。	性別に関係なく、個人の能力に応じた活躍ができるよう、広く市民の意識を変える啓発が必要がある。	慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行う。
	市が作成・発行する文書(チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等)や市ホームページ等での情報発信において、無意識のうちに固定的性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り組みます。	広報秘書G	文化共生G、法務G	引き続き、表現やイラスト等、各記事内容が適切であるかを確認する。	各課からの広報紙、ホームページ及び行政情報番組等に関する決裁において、固定的性別役割分担意識を助長する表現やイラスト等がないよう意識して内容を確認した。	広報紙やホームページ等での情報発信においては、現状、固定的性別役割分担意識を助長するような表現は見られないが、引き続き、注意を払う必要がある。	引き続き、表現やイラスト等、各記事内容が適切であるかを確認する。
固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備(ベビーベッド付男性トイレの整備等)に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。	住まい推進G	施設管理部署	トイレ改修予算要求時に施設管理担当へ提案し、必要性を認識してもらう。	西野公園便所(南)建替工事において、男性用内に、子供用ブースを設置した。	建物改修予算が減少傾向にあるなか、十分な機能を有するための予算の確保が課題である。	トイレ改修予算要求時等に、施設管理改修担当者へ提案し、必要性を認識してもらう。
	学校・幼稚園・保育所の保護者会(PTA等)や自治会等の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議について、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等に開催するなど、多様な市民が参加しやすい運営となるよう広く周知啓発を図ります。	教育研究G		固定的性別役割分担の意識の解消に努めるとともに、多くの市民が会議に参加しやすいよう開催時間を設定していく。	コロナ下であり、時間だけでなくオンライン開催等会議の参加の形態も工夫しながら、だれもが参加しやすい会議開催を目指した。	様々な機会を通じて広く啓発していく。	固定的性別役割分担の意識の解消に努めるとともに、多くの市民が会議に参加しやすいよう開催時間や参加形態を考えていく。
		子ども総務G		これまでの時間設定を基本に、委員構成をみながら、全体として参加しやすい会議設定を行う。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、会議が実施できなかった。	会議の時間設定について、会議に出席する委員構成により、参加しやすい時間帯が異なる。	これまでの時間設定を基本に、委員構成を見ながら、全体として参加しやすい会議設定を行う。
		地域まちづくりG		引き続き、亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。	新型コロナウイルス感染症対策のため、亀山市自治会連合会の研修等は開催されなかった。	亀山市自治会連合会の各種活動の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立った取り組みを行うよう促していく。	引き続き、亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
行政分野における女性の参画拡大	亀山市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成についても、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	文化共生G		審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。	亀山市の各種審議会等における女性の登用率の調査を行い、市の各担当部署に女性登用の意識付けを行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体や職種もあるが、所管する部署等からの積極的な働きかけには至っていない。	審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。
	女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとらわれない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本的要因や背景を調査研究し、それらを解消できるよう取り組みます。	文化共生G		女性登用率の調査時に、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策を検討するよう所管部署に依頼する。	登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策の記入を行ってもらい、必要に応じてヒアリングを行うなど女性登用率の偏りを減らすための意識づけにつなげてきた。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体もあり、女性登用率の向上につながらない審議会等がある。	女性登用率の調査時に、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策を検討するよう所管部署に依頼する。
	各種審議会等への女性の参画拡大の一方で、女性の比率が偏って高いような審議会等については、その選出母体も含めて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。	文化共生G		女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高いような審議会等についても確認する。	平成31年度調査から、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策の記入を行い、女性登用率の偏りを減らすための意識づけにつなげた。	女性の比率が偏って高いような審議会等についても、注視していく必要がある。	女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高いような審議会等についても確認する。
	亀山市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。	人事給与G		新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて継続して男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。	新規採用職員の庁内研修において男女共同参画についての研修を実施した。	各種審議会等への女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を継続して実施する必要がある。	新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて継続して男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。
	亀山市特定事業主行動計画に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。	人事給与G		目標達成に向けて、引き続きマネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する。	管理職へ女性職員を積極的に配置し、令和2年4月1日現在で女性の管理職への登用率が30.5%となり昨年度より増加した。	令和2年2月に策定した第4次亀山市特定事業主行動計画において女性管理職員の割合を40%に設定したことから、目標達成に向けて引き続きマネジメント能力向上のための研修の実施や管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する必要がある。	引き続き目標達成に向けて、マネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する。
	市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、それぞれの実情に配慮しながら、できるだけ構成員の性別に偏りが生じないように努めます。	福祉総務G	亀山市民生委員児童委員協議会連合会 保護司会	民生委員・児童委員、保護司については、性別の隔たりがなくなるよう、各事務局と連携し、交代時等における、積極的な女性登用を継続的に依頼していく。	民生委員・児童委員、保護司に対し、男女問わず担い手となれることを継続的に伝えた。また、保護司は、交代等の機会をとらえ、男女比のバランスに考慮していただくよう依頼に努めた。	民生委員・児童委員、主任児童委員は、未選出の地区があることから、選出に当たって男女比の継続的な配慮が求められる。一方、保護司は、男女のバランスの改善に向けた啓発が必要である。	民生委員・児童委員、主任児童委員は、次回の改選に向け、事務局と連携しながら、日頃から積極的な女性登用を図られるよう啓発活動に取り組んでいく。
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。	文化共生G		引き続き、市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報発信していく。	男女共同参画情報誌や広報を通して市民の意識啓発を行った。	市民の意識を醸成するため、情報誌や広報等の工夫が必要である。	引き続き、市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報発信していく。
自治会や地域まちづくり協議会、PTA等の役員への女性の参画が促進されるよう啓発や働きかけを行います。	社会教育G		今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、27.7%(5人/18人)であった。	今後、更に積極的に女性の参画について呼びかける必要がある。	今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	
	地域まちづくりG		引き続き、亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。	新型コロナウイルス感染症対策のため、亀山市自治会連合会の研修等は開催されなかった。	亀山市自治会連合会の各種活動の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立った取り組みを行うよう促していく。	引き続き、亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。	

地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。	商工業・地域交通G	継続して啓発活動を実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助金をHPなどで広く周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努めた。補助金については、交付対象者が女性の場合等の上限額を上げた市内創業者向けの空き店舗活用支援補助制度の周知や、市内で創業を検討している方を対象に創業塾を開催した。	空き店舗等活用支援補助金の活用とともに、若者・女性が創業にチャレンジできる環境を整えるなど積極的に支援する。	継続して啓発活動を実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助制度の周知やこれまでの創業者の紹介をHPなどで行う。また、創業にチャレンジできる環境整備に向けて調査・研究を行う。
	経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体（文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等）、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。	文化共生G	各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	亀山市商工会議所や雇用対策協議会と連携し、亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞の応募について周知を行うとともに、市広報等で市民の意識啓発を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。	農業G 森林林業G	お茶まつりや特産品フェア等のイベントへの参加や協力を呼びかけ、各種イベントへの女性参加拡大を目指す。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から各種イベントが行われなかった。	新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえつつ、イベントが開催される場合には、幅広いイベントへの参加・協力を呼びかける。	新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえつつ、お茶まつりや特産品フェア等のイベントへの参加や協力を呼びかけ、各種イベントへの女性参加拡大を目指す。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1)令和2年度の実績	(2)今後の課題	(3)令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
市民・企業等に対する啓発・取り組み	重点的に啓発等を行う期間として、「ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設定し、様々な関連事業を行います。	文化共生G		働き方改革やワークライフバランスの推進に対して意欲的に取組めるよう、顕著な取組みを実施している企業等への表彰制度を確立する。ワーク・ライフ・バランス推進のための事業所の優良事例の紹介や、雇用対策協議会等と連携した取組を検討する。	11月7日から23日までの17日間を亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間として位置づけ、働きやすい環境づくりに取り組む市内事業所6社の表彰及び講演会を開催し、重点的に啓発を行った。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の検証を行い、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	働き方改革やワークライフバランスの推進に対して意欲的に取組めるよう、顕著な取組みを実施している企業等への表彰を引き続き行う。商工会議所、雇用対策協議会等と連携した取組を検討する。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。	文化共生G		ワーク・ライフ・バランス推進週間を設定し、重点的に啓発活動を行い、情報発信をしていく。	ワーク・ライフ・バランス推進週間中のパネル展示、市広報のコラム等での発信など、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。	情報発信や啓発、市民に関心を持ってもらえるような機会の提供など、効果を上げるための手法を検討する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間を設定し、重点的に啓発活動を行い、情報発信をしていく。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取り組みの優良事例等を、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。	商工業・地域交通G		引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。	コロナ禍でイベントの中止が相次いだため、イベントでの周知に代え、労働者団体等への各種案内送付にチラシを同封するなど、文化共生Gと連携し、広く啓発を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。	商工業・地域交通G		引き続き、事例収集し、研究を行う。	文化共生Gにおいて、亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞としてすべての人がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む市内企業等を表彰した。	文化共生Gと連携しながら、休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む事業所の表彰に向けて取り組んでいく必要がある。	文化共生Gと連携しながら、取り組みを行う。
	本市が、特に市民のワーク・ライフ・バランスの推進に注力していることについて、亀山市の魅力の一つとして、市内外に情報発信します。	広報秘書G	文化共生G	各種広報媒体において、イベント案内に留まらない情報発信について、関連部署と検討する。	市広報において、亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞を受賞した市内事業所の取り組みを紹介した。ホームページにおいては、ワーク・ライフ・バランス推進週間及び関連イベントの案内を行った。行政情報番組において、11月10日開催の亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞の表彰式をニュース取材し、市内事業所の働き方改革の取り組みなどを紹介した。	本市のワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、より多くの人を知っていただけるよう、各種広報媒体を活用して情報発信に努める必要がある。	各種広報媒体において、イベント案内に留まらない情報発信について、関連部署と検討する。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。	商工業・地域交通G		引き続き、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の導入等について、企業等へ働きかけを行います。	商工業・地域交通G		働き方改革やワークライフバランスの推進に対して意欲的に取組めるよう、引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。	亀山市雇用対策協議会において、「アフターコロナ対策～雇用を維持するために～」として三重働き方改革推進支援センターの専門員により働き方改革やワークライフバランスの観点から講演、研修を行った。	多様な働き方によりワークライフバランスが推進できるよう、企業向け研修会等を継続して実施していく必要がある。	働き方改革やワークライフバランスの推進に対して意欲的に取組めるよう、引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。
	公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く評価する国や県等の制度について、普及啓発を図ります。	契約管財G		ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が増加するよう、市役所内の取り組みと合わせて効果的な手法を検討し、制度の普及啓発に努める。	建設業におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する取り組みとして、月2回土日完全週休2日制工事を施行実施した。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス等を推進するための取り組みの検討するとともに、普及啓発を行なう必要がある。	昨年度に引き続き月2回土日完全週休2日制工事を試行実施するとともに、制度の普及啓発に努める。
	保護者になる方を対象として「パパ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。	健康づくりG		引き続き、「パパ・ママ教室」を開催していく。また、教室参加が難しい場合等は、夫婦での来所相談に応じる。	「パパ・ママ教室」を年3回実施し、のべ48名の参加があり、男女ともに子育てに参画する意識を高めることが出来た。	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、教室の開催が困難になることが予想されるが、そういった状況においても動機づけが出来るよう、来所相談を積極的に促すなど、同水準を保つよう取り組む。	引き続き、感染拡大防止対策に取り組みながら「パパ・ママ教室」を開催していく。新型コロナウイルスの感染状況を吟味しつつ、来所相談と教室を適宜実施する。

仕事と家庭の両立のための環境整備	未婚率の減少や晩産化の解消のため、未婚の男性等を対象にした家事・育児に関する講座の開催等、若者等の結婚支援に努めます。	政策調整G	<p>【婚活イベントの開催】 2回 結婚や出会いを求める独身男女の方へ出会いの機会を提供するイベントを実施。</p> <p>【婚活セミナーの開催】 2回 パートナーとの付き合い方や、結婚に向けた雰囲気づくりを知ってもらうための事前セミナーを実施。</p> <p>【フォローアップセミナーの開催】 2回 婚活イベントでカップルになった方々に対して、良い付き合い方や結婚生活のことを知ってもらうためのフォローアップを実施。</p>	市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポートセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、従前の対面方式となる市主催の婚活イベント等が実施できない。 また、プライバシーに関わることから、イベント参加者への追跡調査ができないため、出会いから結婚、定住に至ったのか、事業の効果を確認できない。	対面方式のイベント開催が困難となっている中、オンラインでの婚活イベントを実施したとしても、本市の魅力の発信や地域資源の活用等が困難であるため、市主催の婚活イベント等は実施せず、婚活支援事業補助金の交付と、みえ出逢いサポートセンターを通じた情報発信を行うこととし、令和2年度に主要事業としての婚活支援事業は廃止したことから、令和3年度については標準事業として婚活支援に取り組む。
	若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。	子育てサポートG	子育て支援センター、児童センター、	継続して、子育てに関する情報提供を行うとともに、育児相談等の子育てしやすい環境整備に努めていく。	「子育てガイドブック」を作成し、転入者への提供や市ホームページによる情報提供を行う。	引き続き、「子育てガイドブック」を作成し、子育てに関する情報を一元的に発信・提供する。
市役所内の取り組み	女性の活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。	契約管財G	企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定企業等）を加点評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討を行う。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入の検討を行ったが、結論には至っていない。	市の入札制度として、総合評価落札方式を導入していないことから、引き続き企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入について検討する必要がある。	企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する制度の導入などについて、引き続き検討を行う。
	亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取得を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得推進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病欠休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	人事給与G		時間外勤務時間の削減については、年度当初（5月）の部長級ヒアリングにおいて、新たな目標に対する時間外目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、昨年度から時間外勤務時間の上限を原則として1月45時間かつ1年360時間と定めたことから、これらの時間を超える時間外勤務について要因の整理等を行う。有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な有給取得などに取り組み、取得状況について半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。	令和2年度の時間外勤務の実績は、37,755時間であり、令和2年度の目標である43,000時間を達成した。また、第4次亀山市特定事業主行動計画の目標値である40,000時間も達成できた。一方で、年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数を「0人」については、目標を達成できなかった。 令和2年の年次有給休暇については、職員一人当たりの取得日数が「12.8日」となり年間目標取得日数を達成できたが、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「5日以上」については、達成できなかった。	令和2年2月に策定した第4次亀山市特定事業主行動計画において、時間外勤務については年間の時間外勤務時間数の目標値を「40,000時間」に設定するとともに年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数を「0人」と設定し、有給休暇については職員一人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数を「12日」かつ全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「5日以上」と設定したことから、令和6年度の目標達成に向けて取り組む必要がある。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(6) 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1)平成2年度の実績	(2)今後の課題	(3)令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
意識醸成に向けた啓発	女性が活躍できる社会の実現を目指して、男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。	関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置した。また、コロナ禍でイベントの中止が相次いだため、イベントでの周知に代え、労働者団体等への各種案内送付にチラシを同封するなど、情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。
	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。なお、働く環境づくり懇談会にて、ハラスメントを議題とする研修を計画したが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により中止した。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行い現場の意見を取り入れてもらえるような取組を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。
	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」認定等についても周知・啓発を図ります。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。
	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協議を行う、事業主団体や労働組合、その他の有識者等で組織する等(女性活躍推進法第23条に基づく協議会)の組織化について検討する。	商工業・地域交通G		引き続き「働く人の相談窓口」の周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。コロナ禍で開催できなかったが、亀山市働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、積極的に組織を活用しながら、情報発信を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。
「女性活躍推進法」に基づく事業主の「情報公表」や「行動計画の公表」の掲載先である、厚生労働省の「企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したホームページ」について、周知を図ることにより、女性の就職・活躍を支援するとともに、企業への情報提供に努めます。	商工業・地域交通G		継続して、パンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。また、亀山市雇用対策協議会等の会議にて啓発した。	継続した情報発信が必要である。	継続して、パンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	
男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるよう体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。	子ども総務G		各種の保育サービスを提供できるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。また、新たな保育サービスの提供については、拡大等に向けた検討を行う。	保育所等の安定的な運営に必要な保育サービスの提供ができるよう、公立園においては必要な人員の配置を行い、私立園においては施設型給付費や各事業補助金を支出することで、事業実施に必要な一時保育等の提供を行うことができた。	本市では、休日保育の利用が増加傾向にあり、ニーズへの対応を含めた拡大の検討が必要である。また、現在実施できていない病児病後保育事業の実施に向けた検討が必要である。	今後も、各種保育サービスの提供ができるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。また、新たな保育サービスの提供については、拡大等に向けた検討を行う。	
	子育てサポートG		各施設の状況を把握しながら、地域に応じた整備を進める。	放課後児童クラブについては、入所希望児童を把握し、民設により井田川小学校区放課後児童クラブを令和3年4月からの開所に向けて整備した。また、長期休業期間中の子どもの居場所づくり事業を引き続き実施した。	放課後児童クラブについては大規模小学校区における入所希望児童の急激な増加や待機児童が見込まれる施設への対応が必要となる。	放課後児童クラブの利用についてアンケートなどにより把握するとともに、運営支援を行うことにより小学生が安心して生活できる居場所の充実を図る。	

女性の活躍 推進に向けた 環境整備	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子どもの居場所づくりを推進するとともに、障がいのある子どもの放課後の居場所として、放課後デイ・サービスが充実するよう関係機関と連携し、利用に関する支援・調整に努めます。	障がい者支援G	引き続き放課後等デイサービスの利用を希望される方に対して、支援が必要な給付量となるよう、モニタリング報告書や計画書(案)などを確認し、適正な支給決定を図る。	放課後等デイサービスの利用を希望される方に支援が必要な給付量となるよう、モニタリング報告書や計画書(案)などを確認し、105人に支給決定をした。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小・中・高等学校・特別支援学校の臨時休業に伴い、自宅で1人で過ごすことができない中で保護者が仕事を休めない状況もあることから、放課後等デイサービスのサービス提供時間の拡大を行う等、利用者支援を行った。	利用者の増加に伴い公費負担が年々増加する傾向にあることから、適正利用を促していく必要がある。	引き続き放課後等デイサービスの利用を希望される方に対して、支援が必要な給付量となるよう、モニタリング報告書や計画書(案)などを確認し、適正な支給決定を図る。	
		社会教育G	今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。	地域で子どもの体験学習や地域の大人との交流活動を通じて、地域の中で子どもが育まれる居場所をつくるため、「全小学校区で実施すること」や「持続的展開のための委託化」を進めた。	持続的な展開を進めるために、地域の方々の参画をより一層進めていく必要がある。	今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。	
	安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽い病後児の預かり等により子育てをサポートします。	子育てサポートG	かめのこ	子育てを助けて欲しい人の要望に応じて、子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預ける子育てサポートを実施する。	育児の援助を受けたいため会員となった人に対し、援助を行いたいため会員となった人を紹介し、育児に関する相互援助を実施した。	ファミリー・サポート・センター事業を継続するとともに、事業の周知を行う必要がある。	ファミリー・サポート・センター事業を継続するとともに、「かめや子育てLINE」などを活用し、事業の周知を行う。
	保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるよう、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。	子育てサポートG		新たに「かめや子育てLINE」を取り入れて、子育てに関する情報発信を充実させていく。	市広報紙や市ホームページを活用して子育てに関する情報を発信するとともに、あいあいっこ・あすれっこだよりの発行や「かめや子育てLINE」による発信で様々な子育てに関する情報を提供した。	引き続き様々な手法によりタイムリーに子育てに関する情報発信を行っていく必要がある。	様々な手法によりタイムリーに子育てに関する情報発信を行っていく。
	男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。	高齢者支援G		介護する側も介護される側も無理のないような環境が作れるように相談・支援に努める。	女性が介護によって働くことが困難に陥らないよう家族内で介護の役割分担を決めることを勧めたり、食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・調理といった生活援助など介護サービスの相談にのったりしながら、支援を行った。	コロナ禍で介護や働く環境が変化するなかで、男女が共に働き続けられるよう支援を行う必要がある。	地域包括支援センターを2カ所増設し、きめ細かく介護者の相談・支援をおこない、介護をしながら働き続けられるよう努める。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(7) 雇用等における男女共同参画の推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1)令和2年度の実績	(2)今後の課題	(3)令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
就労環境の向上等に関する啓発・取り組み	企業に対し、育児や介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育休復帰支援、育休取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関する情報提供並びにそれらの優良事例等の情報発信に努めます。	商工業・地域交通G		継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。
	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。	商工業・地域交通G		継続して、周知を行う。	コロナ禍でイベントの中止が相次いだため、イベントでの周知に代え、労働者団体等への各種案内送付にチラシを同封するなど、文化共生Gと連携し、広く啓発を行った。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。
	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。	商工業・地域交通G		事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行い現場の意見を取り入れてもらえるような取組を行う必要がある。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。なお、働く環境づくり懇談会にて、ハラスメントを議題とする研修を計画したが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により中止した。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行い現場の意見を取り入れてもらえるような取組を行う。
	男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備(男女別更衣室やトイレの設置等)の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。	商工業・地域交通G		継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。
	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。	農業G		引き続き、認定農業者における家族経営協定の締結の補助や農村女性アドバイザーへの支援等を行う。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、農村女性アドバイザーに係る会議等については例年通りの実施に至らなかった。一方、認定農業者における家族経営協定締結の支援については、随時相談対応を行った。	女性の積極的な農林業等の経営の参加を目指し、認定農業者における家族経営協定の普及や、農村女性アドバイザーの増加を目指す。	引き続き、認定農業者における家族経営協定の締結の補助や農村女性アドバイザーへの支援等を行う。
	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。	商工業・地域交通G		引き続き「働く人の相談窓口」の周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。コロナ禍で開催できなかったが、亀山市働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、積極的に組織を活用しながら、情報発信を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。
	亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、企業における男女共同参画や女性の活躍推進の取り組みを支援します。	商工業・地域交通G		継続して、パンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。また、亀山市雇用対策協議会等の会議にて啓発した。	継続した情報発信が必要である。	継続して、パンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
男性の育児休業取得率を高められるよう、また男女ともに育児休業等取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すなど、職場マネジメントのあり方や優良事例等について、企業や市民に対し情報発信や啓発を行います。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。	

子育て支援等、周辺環境の整備	<p>改正次世代育成支援対策推進法に基づく、「子育てサポート企業」としての認定「くるみん認定」等について、普及・啓発に努めます。</p> <p>くるみん認定...改正次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度</p>	子育てサポートG	市ホームページ等で子育てに関する普及・啓発の情報発信を行う。	子育てサポートに関する情報については、市広報紙や市ホームページを活用して情報発信した。	「子育てサポート企業」等に関する国や県の制度を発信し、普及を図る必要がある。	「子育てサポート企業」等に関する国や県の制度を情報発信する。
	<p>親近者を介護するための離職の防止のため、介護休業制度や柔軟な働き方等の普及・啓発を図ります。</p>	商工業・地域交通G	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置するなど情報発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置するなど情報発信に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(8) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進	女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄(欠如)から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修等を進めます。	子ども支援G		「かめやま出前トーク」や学校からの依頼に応じ、女性に対する暴力抑制などDV防止の周知活動を行う。	「かめやま出前トーク」のテーマの中に、女性に対する暴力をなくす運動の趣旨を伝える「それ、DV(ドメスティック・バイオレンス)です!」を掲載した。	女性に対する暴力をなくす運動の趣旨を男性も理解する必要があること、若年層への啓発強化も重要なことなどから、啓発を行う対象のターゲットを学生(中学生・高校生)に広げる必要がある。	「かめやま出前トーク」や学校からの依頼に応じ、女性に対する暴力抑制などDV防止の周知活動を行う。
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のための情報発信・啓発を行います。	子ども支援G		女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内ドラッグストアにDV相談カードやチラシの設置依頼をする。	11月1日号市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載した。女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ市内公共施設にDV防止のチラシを設置した。市内ドラッグストアにDV相談カードやチラシの設置を依頼した。	女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のため、今後も情報発信や啓発を続けていくことが必要である。	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置依頼をする。
	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。	子ども支援G		相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心のケアや継続した相談・支援、医療機関や行政手続等への同行等の支援を行う。	専任の女性相談員が、被害者の保護や自立等のため、心のケアや継続した相談など被害者に寄り添った支援を行うとともに、行政手続等の同行支援も行った。 ・相談実人員176人、延べ件数976件	被害者の保護や自立等のため、心のケアや継続した相談を行うとともに、被害者に寄り添いニーズに沿った支援を行っていく必要がある。	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心のケアや継続した相談・支援、医療機関や行政手続等への同行等の支援を行う。
	各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するなど、各関係機関等が連携して被害者を支援する体制づくりを推進します。	子ども支援G		DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を開催した。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 6回 ・個別ケース会議 138回	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するため、引き続き各関係機関等が連携していく必要がある。	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。
	被害者に子どもが同伴する場合には、子ども心のケアも必要のため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。	子ども支援G		DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行った。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行った。	DV被害者に同伴している子どもに対する心のケアについては、引き続き女性相談員と家庭相談員が連携するとともに、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携が必要である。	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。
	被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。	子ども支援G		専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行った。	被害者が早期に生活を再建できるよう、引き続き女性相談所など関係機関との連携を図っていく必要がある。	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。
	外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。	高齢者支援G		亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議における高齢者等の虐待に関する情報共有を継続的に行うとともに、対応マニュアルの見直し及び障がい者の虐待に対する窓口機能の強化に向けた検討に努める。	高齢者や障がい者に対する暴力については、必要に応じて地域包括支援センター、障害者総合相談支援センター等の関係機関とのケース会議を開催し早期の対応を行った。亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議はコロナ禍で開催することはできなかったが、高齢者等の虐待に関する状況を関係機関との情報共有を行った。	コロナ禍で、在宅介護については家族の在宅時間が増え、施設介護では家族の訪問回数が増えている。また、密を避けたり、感染に気を付けることでストレスの溜まりやすい環境になっており、虐待についての情報収集・交換を強化していく必要がある。	地域包括支援センターを2カ所増設することにより、虐待に対する窓口機能を強化し、各関係部署・機関等との連携を図っていく。
			障がい者支援G		高齢者や障がい者に対する暴力については、必要に応じて亀山市社会福祉協議会、障害者総合相談支援センター等の関係機関とのケース会議を開催し早期の対応を行った。亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議(書面審議)で、高齢者等の虐待に関する関係機関との情報交換を行い、虐待防止や見守り等の連携を行った。	高齢者の一次相談窓口は、地域包括支援センターが初期対応しているが、障がい者の一次相談窓口は地域福祉課障がい者支援Gであり、基幹相談支援センターとの役割を明確化し、虐待対応について連携する必要がある。	亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議における高齢者等の虐待に関する情報共有を継続的に行うとともに、対応マニュアルの見直し及び障がい者の虐待に対する窓口機能の強化に向けた検討に努める

	男性に対する暴力等の相談窓口についても周知・啓発に努めます。	文化共生G		三重県男女共同参画センターと連携し、引き続き相談窓口の周知を行っていく。	三重県男女共同参画センターと連携し、パンフレットを窓口に配置するなど、相談窓口の周知を行った。	男性のための相談窓口があることがあまり知られていない。	三重県男女共同参画センターと連携し、引き続き相談窓口の周知を行っていく。
	女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態（代理受傷）になったり、相談員がパニック（燃え尽き）したりするのを防止するため、またスキルアップのため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。	子ども支援G		女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。	女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修に新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しながら積極的な参加を促した。	相談員の資質と知識の向上を図るため、県外への研修の機会を設けていく必要がある。	女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。
	DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応します。	住まい推進G	子ども支援G	DV被害者への対応は、関連部署と情報共有し、法令に基づき住宅情報の提供や空き住宅の確保に努める。	令和2年4月より約1年間、国の通達に基づき、DV被害者保護の観点から、市営住宅1戸への優先入居を行った。	緊急時用の市営住宅を、常に確保していくことが課題である。	DV被害者保護のため、関係部署と常に情報共有を図るとともに、緊急時には法令や国の通達に基づき市営住宅への緊急入居に努める。
セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	セクシュアル・ハラスメント、は、女性の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面で未然防止のための啓発に努めます。	子ども支援G		女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内ドラッグストアにDV相談カードやチラシの設置依頼をする。	11月1日号市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載した。女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ市内公共施設にDV防止のチラシを設置した。市内ドラッグストアにDV相談カードやチラシの設置を依頼した。	女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のため、今後も情報発信や啓発を続けていくことが必要である。	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置依頼をする。
	適正な性教育を実施することにより、生命を尊厳あるものと実感し、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。	教育研究G		各校で実践されている特別の教科道徳や命の授業の学習内容を通して、それぞれの存在を尊重し、互いを認め合う精神を養う。	子どもたちが道徳教育や人権学習を通して、あらゆる暴力を許さない姿勢と、暴力に依存せずに対等な人間関係を構築する考え方を学ぶことができた。	暴力を許さない姿勢や人間関係づくりを日常生活場面において実践できる児童生徒の育成が必要である。	各校で実践されている特別の教科道徳や命の授業の学習内容を通して、それぞれの存在を尊重し、互いを認め合う精神を養う。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(9) 生涯にわたる健康づくり支援

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1)令和2年度の実績	(2)今後の課題	(3)令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信する。	健康づくりG		引き続き、女性の健康週間について周知を行う。	女性の健康週間(3月1日～8日)について広報、窓口、ケーブルテレビ文字情報等で周知を行った。 また、2月17日に実施した運動教室でパンフレットを配布し、女性の健康週間、女性特有の症状、生活習慣病等についての周知を行った。	女性の健康週間の認知度を高める必要がある。	引き続き、女性の健康週間について周知を行う。
	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。	健康づくりG		健康づくりののびきやケーブルテレビ以外にも、教室等で検診について周知する。	広報5月1日号で健診特集を掲載した。広報、ケーブルテレビ文字情報、健康教室でも周知を行った。また「健康づくりのびき」を改善し、令和元年度と比較してより分かりやすい周知を行った。	初めて検診を受診する人が少ないため、受診歴のない人にも受診してもらえようように努める必要がある。	引き続き、教室、健康づくりののびき、広報、ケーブルテレビなどで周知を行う。
	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。	健康づくりG		教室等の実施時の機会に、女性特有のがんを身近に感じてもらえるよう周知する。	あいあい運動教室、市民伝達講習会、健康づくり応援隊養成講座修了地区のフォロー教室等時に、女性特有のがん検診について周知を行った。	女性特有のがんとがん検診について、わかりやすい周知に努める。	教室等の実施時の機会に、がんについての正しい知識の普及を行い、女性特有のがんを身近に感じてもらえるよう周知する。
	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ・ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。	健康づくりG		引き続き、支援を継続していく。また、妊婦教室について、新たに「妊婦教室2」を開催する。	母子健康手帳は360件の交付、妊婦一般健康診査は4,300件の受診があった。また、妊婦教室は新たな教室を開始して33件、パパママ教室は24組の参加があり、妊娠・出産時の健康支援を行うことができた。	引き続き、出産の支援を行う必要がある。	引き続き、母子健康手帳の交付、妊婦一般健康診査の実施、妊婦教室・パパママ教室の開催を行い、支援を継続していく。
	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。	健康づくりG		引き続き、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児支援を行っていく。	新生児訪問、赤ちゃん訪問等の全戸訪問を330件行った。	引き続き、訪問を実施し、育児支援を行う必要がある。	引き続き、全戸訪問を実施し、育児支援を行っていく。
	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。	健康づくりG		引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成を実施し、正しい知識の普及のため、広報等に掲載していく。	不妊・不育症治療費の一部助成を、のべ60件実施した。また、広報に3回、不妊・不育症治療の内容を掲載し、助成制度や治療内容について正しい理解の普及に努めた。	国の助成制度が変更され、昨年度の途中から助成対象者が拡充されることとなった。市の助成制度も変更を行い、より多くの方が助成を受けられるよう、制度の拡充を行う。	引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成を実施するとともに、制度を改編し、より多くの方が安心して不妊・不育症治療を受けられるよう、努める。
	スポーツ分野への女性参画	スポーツの楽しさ・素晴らしさ等を情報発信するなどして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。	スポーツ推進G		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供を検討する。	各種スポーツ団体と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を計画した(大会は中止)。	スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供の検討が必要である。
親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境の整備に努めます。		スポーツ推進G		子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。	大会やイベント規模に応じて、託児サービスの設置等について検討を行った。また、親子で一緒に参加できるよう、ニュースポーツ大会を計画した。(大会は中止)	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の整備について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、施設の幼児室の存在を周知する。
女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。		スポーツ推進G		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。	運動施設指定管理者と連携して、スポーツ機会のない女性が運動施設へ足を運んでもらうことでスポーツへの興味関心を深めるきっかけづくりとなるよう、文化教室を開催し、運動教室(ヨガなど)への参加を呼び掛けた。	家事や育児は、女性の役割として根強く認識されているため、社会全体の意識改革が必要であるとともに、女性自身にも生活におけるスポーツ活動の優先順位をあげるべく啓発する必要がある。	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。
女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。		スポーツ推進G		女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進した。	女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政へ参画するよう促進する必要がある。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。
女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。		スポーツ推進G		各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通して、指導者育成に努める。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会の情報提供を行い、指導者の育成を支援した。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じて指導者の育成について、細やかに支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通して、指導者育成に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(10) 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1)令和2年度の実績	(2)今後の課題	(3)令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当等を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	子育てサポートG		継続した、ひとり親家庭の各種手当の支給を行い、自立支援を実施する。	ひとり親家庭を対象とした手当等を支給するとともに、各制度の周知を図った。また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等に対する支援を行うため、給付金の支給を行った。	社会的に孤立しがちであるひとり親世帯等は必要な情報を得ることが難しく、また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的に困窮するケースが多い。	ひとり親家庭を対象とした手当等を支給するとともに、ひとり親世帯等への様々な制度の情報提供を行う。また、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行う。
	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう環境を整備します。また、社会的擁護施策として、教育家庭制度(里親制度)の普及や小規模児童養護施設の設置を進めます。	子ども支援G		子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。社会福祉法人が運営する地域小規模児童養護施設(令和2年4月開設)への継続的な支援及び児童短期入所支援施設の受付相談窓口とした活用に関し令和2年9月開設に向けた支援を行う。	子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう近隣7施設と契約を締結し、5世帯、24人、のべ59日の利用があった。社会的擁護施策として、里親制度の普及について県とともに里親推進事業を実施した。また、県主催の里親説明会を開催した。市内地域小規模児童養護施設において、児童短期入所支援施設の受付相談窓口等の実施には施設運営上実施には至らなかった。	子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用時、希望が多く予約できないことがあるため保護者の希望の施設を利用できない事があるため、契約施設を増やし保護者の要望に対応したい。	子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう近隣施設と契約を締結すると共に、契約施設を増やし保護者への要望に対応できるように努める。
高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	特に支援につながりにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害(身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任)等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	高齢者支援G		虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待にかかる啓発活動に努め、関係機関と連携し、虐待防止に努める。	窓口での相談等の機会を通じ、虐待についての周知を行い男女を問わず誰も加害者になりうることを周知し、考えてもらえるよう努めた。	介護者に自らのことと認識して貰うことが難しい。特に社会とのつながりの少ない高齢者の個人宅内で起こることには、虐待等に気づくことが難しい。	虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待にかかる啓発活動に努め、関係機関と連携し、虐待防止に努める。
	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	障がい者支援G		該当者に対し制度の紹介を行いつつ、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的な支援を行う。	分かりやすく制度を周知するためHPの見直しを行うとともに、特別児童扶養手当1級54人、2級78人、障害児福祉手当41人に手当を支給し、経済的な支援を行った。	手帳の新規取得時や等級変更時には該当者に窓口で周知を行うとともに、広報等で市民に周知をし制度の周知に努めているが、支給対象者であるが未申請者が見受けられるため引き続き制度の周知が必要である。また、障がいの特性により申請手続きが困難な該当者に対しては、支援・助言の方法の検討も必要である。	該当者に対し制度の紹介を行いつつ、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的な支援を行う。
		子ども支援G			令和2年度の実績として、子ども相談件数654件、個別療育相談事業17回、集団療育相談60回、保護者の集い1回を実施し、児童や保護者への支援を行った。	子ども相談や療育相談事業等により、引き続き母親等の育児の不安に対応する必要がある。	専門スタッフによる子ども相談や療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努める。
	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。	市民協働G		やさしい日本語版「かめやまニュース」を引き続き発行してやさしい日本語の普及を図り、多言語に対応した外国人相談窓口を活用し、外国人住民の支援に努める。	令和元年度に引き続き、やさしい日本語版「かめやまニュース」を毎月作成し、「新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ」を多言語で作成して「かめやまニュース」とともに配布した。また、12言語に対応した外国人生活相談窓口で外国人の様々な生活課題に寄り添うことで、外国人住民の支援が出来た。	多言語への対応ややさしい日本語の普及が進み、多くの外国人に対して対応できる体制は整いつつあるが、それらをさらに利活用していただくよう、在住外国人への周知・啓発が必要である。	やさしい日本語版「かめやまニュース」を引き続き発行してやさしい日本語の普及を図る。緊急性の高い情報等を市民活動団体等と協力し多くの外国人市民に提供するように努める。
	性的少数者またはLGBTなど、性の多様性に関する理解を広げるため、啓発に努めます。	文化共生G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシの配布や、相談等を通して「性的マイノリティ」への理解に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど、「性的マイノリティ」への理解の啓発に努めた。	LGBTなどの「性的マイノリティ」への関心は高まりつつあるが、まだまだ理解は十分ではない状況である。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシの配布や、相談等を通して「性的マイノリティ」への理解に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(11) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1)令和2年度の実績	(2)今後の課題	(3)令和年度3の計画(具体的な取り組み内容)
災害に備えた体制の整備	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	防災安全G		自治会や自主防災組織等対象の出前講座及び地域防災訓練にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求める。	継続的に自主防災組織等を対象とした出前講座にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性について説明を行った。	自主防災組織等の活動状況については地域によって差があり、全地域にて女性参画の理解を得るのに時間を要する。	自主防災組織等を対象とした出前講座及び地域の防災訓練にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求める。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	防災安全G		随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。	避難所運営マニュアル(自治会・自主防災会用)の修正時に、男女共同参画の視点を踏まえて検討を行った。	引き続き各種マニュアルの修正時には、男女共同参画の視点を踏まえて検討を行う必要がある。	各種マニュアルについて、男女共同参画の視点を踏まえて修正を行う。
	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。	防災安全G		総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく。	新型コロナウイルス感染症の影響により、総合防災訓練が中止となった。	引き続き総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく必要がある。	総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく。
	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもらえよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。	総務・消防団G		継続した救急講習等への派遣、防災活動への指導・支援を行い、さらに、各種行事に女性の視点を取り入れ活かしていく。また、女性分団員の確保についても継続して検討を行う。	コロナ禍であったため、中止となった行事が多く、普通救命講習の開催数も減少したが、市内中学校及び高校の普通救命講習は、例年通り開催したため、当該講習会に女性消防団員を派遣し、女性ならではの視点で指導・支援を実施した。	より多くの指導・支援を実施するために女性消防団員の確保が課題である。	継続した救急講習等への派遣、防災活動への指導・支援を行い、さらに、各種行事に女性の視点を取り入れ活かしていく。また、女性消防団員が減少していることから女性分団員の確保についても継続して検討を行う。
災害に備えた避難所運営体制の構築	発災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、避難所の運営体制を確立します。	防災安全G		総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	新型コロナウイルス感染症の影響により、総合防災訓練が中止となった。	引き続き総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へと繋げる必要がある。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。
	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。	防災安全G		総合防災訓練において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	新型コロナウイルス感染症の影響により、総合防災訓練が中止となった。	引き続き総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へと繋げる必要がある。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。
	女性用の生理用品や乳児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄や配布体制の整備、また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。	防災安全G		生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていく。また液体ミルクの導入に向けても計画を立て行っていく。市においても受援計画策定に向けて調整を図っていく。	液体ミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行った。	引き続き備蓄の定期的な入替による適正な管理を行うとともに、受援計画に基づく受援内容と調整を図りながら備蓄品目・数量について検討を行う必要がある。	備蓄の定期的な入替による適正な管理を行うとともに、受援計画に基づく受援内容と調整を図りながら備蓄品目・数量について検討を行う。